

水道法の一部改正に伴う
指定給水装置工事事業者制度の更新制導入について（通知）

日頃より、本市の水道事業に御協力を賜り厚くお礼申し上げます。

さて、水道法の一部が改正されたことに伴い、2019（令和元年）年10月1日から指定更新制が導入されています。この改正法により、指定の有効期間が従来の無期限から5年間となることから、指定給水装置工事事業者様におかれましては、有効期限内での更新手続が必要となります。

初回の更新時期につきましては、政令の規定に基づき、従前の制度で指定を受けた日によって、更新までの有効期限が異なりますので、該当する期間をご確認の上、期間内での手続をお願いいたします。

1 更新の受付期間

①	指定番号	29 ～ 112	受付期間	令和3年6月16日～令和3年6月30日
②	指定番号	113 ～ 159	受付期間	令和3年7月1日～令和3年7月30日
③	指定番号	160 ～ 204	受付期間	令和3年8月2日～令和3年8月31日
④	指定番号	205 ～ 222	受付期間	令和3年9月1日～令和3年9月15日

※本市では、円滑な更新を図るため、上表のとおり申請期間の設定（グループ分け）を行います。

手続きについては、原則窓口にてお願いしているところですが、郵送を希望される場合は、別紙-①「郵送による受付方法について」を参考に手続をお願いします。

2 申請時に必要な提出書類及び持参するもの（水道法第25条の2を準用）

- (1) 指定給水装置工事事業者指定申請書（新規指定時の申請書と同様）
- (2) 機械器具調書
- (3) 誓約書（欠格要件に該当しないことの誓約書）
- (4) 指定給水装置工事事業者 指定更新時確認事項
- (5) 給水装置工事主任技術免状番号を確認できるもの（免状又は技術者証の原本又は写し）
- (6) 定款及び登記事項証明書（法人）又は住民票の写し（個人）
- (7) 現在の指定証（紛失等で確認できない場合は理由書）

※提出書類はホームページ（組織でさがす→上下水道局総務課→指定給水装置工事事業者関係→給水装置工事事業者の指定申請・変更・更新）よりダウンロードしてください。

ダウンロード出来ない場合は上下水道局までお問合せください。

※各種変更がある場合は、別紙-②を参考に手続をしてください。

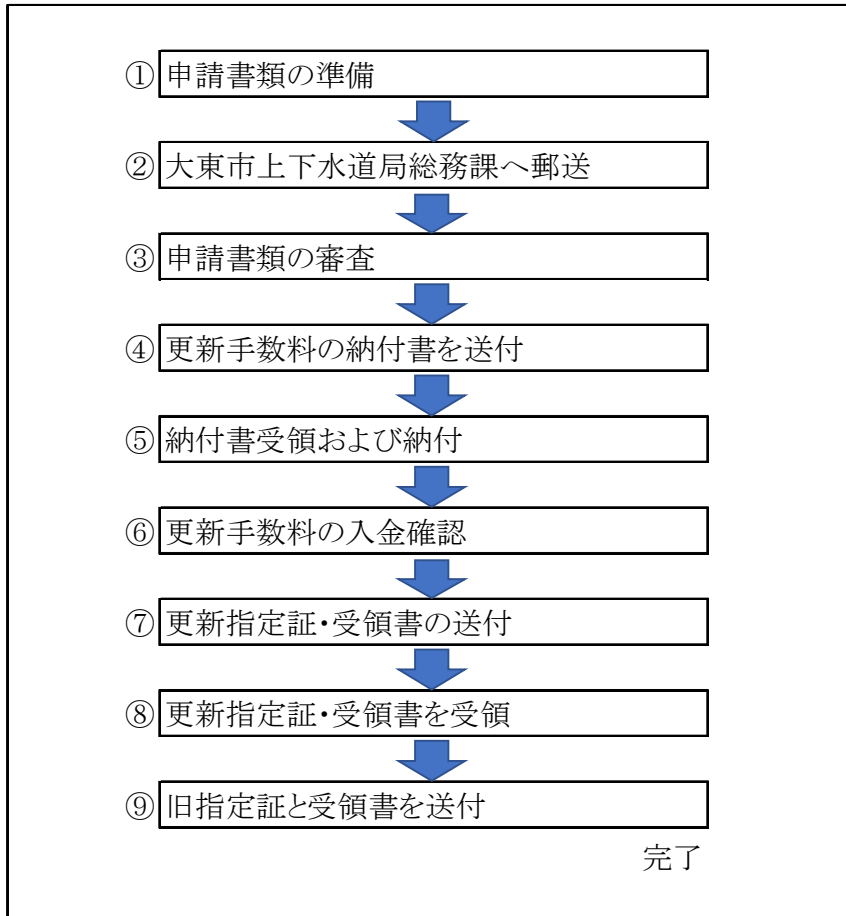
3 本市が確認する項目（給水装置工事事業者制度等の適正な運用について）

- ① 指定給水装置工事事業者の講習会の受講実績
- ② 指定給水装置工事事業者の業務内容（営業時間、漏水修繕、対応工事等）
- ③ 給水装置工事主任技術者等の研修会の受講状況
- ④ 適切に作業を行うことができる技能を有する者の従事状況

4 更新に係る事務手続手数料（大東市水道事業給水条例第31条による）
5,500円

5 更新申請に関するお問い合わせ先 大東市上下水道局総務課庶務グループ 電話 072-871-1191

(別紙一①) 郵送による受付方法について



※郵送での受付については、申請書類に返信用封筒を2通同封してください。

①納付書の送付用(長形3号の封筒に84円切手を貼付)

②指定証の送付用(角形2号の封筒に140円切手を貼付)

(別紙一②) 各種変更について (各種届出書は、大東市のホームページよりダウンロードして下さい。)

変更内容	提出書類	添付書類 【法人】	【個人】
・氏名又は名称(本店) ・住所(本店) ・法人の代表者	指定給水装置工事事業者指定事項変更届出書	定款(原本証明したもの) 登記事項証明書 (3か月以内のもの)	住民票の写し (3か月以内のもの)
・名称(事業所)			
・住所(事業所)			
・法人の役員	指定給水装置工事事業者指定事項変更届出書 誓約書	登記事項証明書 (3か月以内のもの)	
・給水装置工事 主任技術者の氏名	指定給水装置工事事業者指定事項変更届出書		

給水装置工事主任技術者

選任	給水装置工事主任技術者選任・解任届出書	主任技術者の免状のコピー	
解任			

※変更があった場合は、変更があった日から30日以内に届出が必要です。

遅れた場合は、遅延理由書を添えて提出してください。